

身体拘束等の適正化の為の指針



社会福祉法人 援助会

聖ヨゼフの園

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者様の生活の自由を制限することであり、利用者様の尊厳ある生活・活動を阻むものである。当施設では、利用者様の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者様または他の利用者様などの生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者様の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者様個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則である。

しかし、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性・・・利用者様本人または他の利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合は、以上の3つの要件全てを満たすことが必要。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設では、いかなる理由があっても身体拘束は”行わない”ものとする。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

ご本人または他の利用者様の生命または身体を保護するための処置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に検討を行い、身体・拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、ご本人・ご家族へ説明し同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

①利用者様主体の行動・尊厳ある生活環境の保護に努める。

②言葉や対応等で、利用者様の精神的な自由を妨げないように努める。

③利用者様の思いを汲み取り、利用者様の意向に沿ったサービスを提供し、多職協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。

④利用者様の安全を確保する観点から、利用者様の自由（身体的・精神的）を安

易に妨げる行為は行わない。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討を行う。

- ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者様が主体的な生活を送れるように努める。

(4) 利用者様・ご家族への説明

利用者様及びご家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるよう努める。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けての身体拘束適正化委員会を設置。

①設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除検討
- ・身体拘束廃止に関する職員への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

施設長、副施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護師、介護士/支援員、栄養士、事務員（必要に応じて嘱託医も参加し会議を実施）

③精神科専門医等の活用

病院の精神科医に往診日に医務室で意見を頂く

④身体拘束廃止委員会の開催

3ヶ月に1回以上開催する（※他、必要時は随時開催）

委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

4. やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応

本人または他の利用者様の生命または身体を保護するための措置として、緊急ややむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

【介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為】

- 1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をしもで縛る。
- 2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- 3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- 5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や

腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

- 7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11) 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。
- 12) 言葉によって相手の行動を制限することや抑制する（スピーチロック）。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束委員会を速やかに開催。拘束による利用者様の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要素を全て満たしているかどうかの検討・確認を行なう。

要件を検討した上で、身体拘束を行なうことを選択した場合、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、利用者様・ご家族に対する説明書を作成。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を行ない実施に努める。

②利用者様やご家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者様・ご家族等を行なっている内容と今後の方向性、利用者様の状態などを説明し、同意を得た上で実施。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。記録は2年間保存、行政担当局の实地指導が行われる際に掲示できるものとする。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その際には、利用者様・ご家族に報告を行なう。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者様等による指針の閲覧

本指針は、当施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者様やご家族が閲覧できるように施設ホームページに掲載する。

H 1 8 年 3 月 介護保険制度の改正により、身体拘束を全面廃止の取り組み実施。
H 1 8 年 4 月 環境整備とケアの工夫によって身体拘束者ゼロとなる。
リスクマネジメント委員会にて合同で課題・検討事項あれば行う。
H 1 8 年 9 月 身体拘束解除取り組みの委員会は解散とする。

H 1 8 年 身体拘束解除に向けた取り組み委員会

H 1 4 年 1 2 月 1 日作成
毎年 4 月 見直し実施 委員会

身体拘束解除に向けた取り組み指針の見直し履歴

見直した年月日	見直した事項	変更事項
H14年12月1日作成		
H20年 4月 1日	なし	なし
H21年4月22日	訂正箇所（社会的弊害部分） 看護・看護するスタッフ	看護・介護するスタッフ
H21年4月1日	なし	なし
H22年4月1日	訂正箇所（取り組み指針） 精神的（2）身体的②の痴呆	認知症に変更
H23年4月1日	なし	なし
H24年4月1日	なし	なし
H25年4月1日	なし	なし
H26年4月1日	なし	なし
H27年4月1日	なし	なし
H28年4月1日	なし	なし
H29年4月1日	なし	なし
H30年4月1日	当施設での取り組みについて	②③を新たに追加
H31年4月1日	なし	なし
R1年9月4日	マニュアルの追加	「入所者などに対する該当指針閲覧に関する基本方針」を追加。
R2年4月1日	なし	なし
R2年4月1日	なし	なし
R3年4月1日	介護保険制度改正に伴った追加項目あり	基本的考え方を記載 委員会開催に関しテレビ電話 装置等の利用を追加
R4年4月1日	なし	なし
R4年12月29日	マニュアルの追加 内容の見直し	「身体拘束等の適正化のための指針」に基づいた見直し実施。
R5年4月1日	なし	なし
R6年4月1日	委員会の構成員	副施設長を追記
R6年6月1日	特養・養護指針一本化	特養・養護指針統一実施

平成14年12月1日作成
以後、毎年4月1日付で見直し確認を実施
最終更新 令和6年 6月1日